

警察署等(長野中央警察署以下30施設)で使用する電気 質問回答

番号	項目	質問内容	回答
1	仕様書関係	現在の供給会社を教えて下さい。	現在の契約会社は中部電力ミライズ株式会社様、契約種別は高圧業務用電力契約です。
2	仕様書関係	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。 (適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください) 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	
3	仕様書関係	各施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。	現在の計量日は各月末日24時00分です。
4	仕様書関係	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	計量日時は原則、各月末日24時00分とします。
5	仕様書関係	計量日が1日以外の施設様は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますご了承いただけますでしょうか。	
6	仕様書関係	計量日が1日以外の施設を含むご案件について弊社とのご請求回数が13回になりますがご了承いただけますでしょうか。	
7	仕様書関係	各施設について、自動検針装置はついていますか。	全施設とも自動検針装置(スマートメーター)が設置されています。(仕様書別表1参照)
8	仕様書関係	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	
9	仕様書関係	自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約はございません。
10	仕様書関係	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	
11	仕様書関係	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	
12	仕様書関係	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約予定はありません。
13	仕様書関係	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	移転の予定はございません。
14	仕様書関係	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。	現在、電力に影響が大きく出るような工事は予定しておりません。
15	仕様書関係	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	了承します。 ただし、工事予定日2か月以前に判明しない工事については、判明次第協議します。

		契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 (500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。 (500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。) (500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 (落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)	変更希望及び変更予定はありません。
16	仕様書関係	弊社が落札し契約となった場合、中部電力ミライズ株式会社が独自で行っている負担軽減策の適用はできませんがご了承いただけますでしょうか。この負担軽減策が延長となった場合も、適用はできません。	了承します。
17	仕様書関係	中部電力ミライズ株式会社が実施している電気料金軽減策については適用いたしませんがご了承いただけますでしょうか。	ご認識のとおりです。
19	入札関係	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	作成日又は開札日の日付（12月22日）を記入してください。
20	入札関係	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。（入札説明書5(1)イ参照）
21	入札関係	入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。 含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。	再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。（入札説明書5(1)イ参照）
22	入札関係	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示いただけますでしょうか。	単価契約のため、市場連動を含むプランでの応札はできません。
23	入札関係	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	入札説明書4(11)に記載してあるとおり、落札者決定にあたっては、入札書に記載された額に100分の10に相当する額を加算した価格をもって落札価格とするので、税抜き単価で積算内訳書を作成し、見積もった税抜価格を記載してください。
24	入札関係	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	24番の回答のとおりです。 内訳書の合計額を入札書の電気料金総額欄に記載してください。
25	入札関係	税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんでしょうか。	

26	入札関係	<p>内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。</p> <p>税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。</p>	<p>内訳書については、24番の回答のとおりです。</p> <p>実際の契約単価の算定については契約書にて定めます。（契約書(案)第9条参照）</p> <p>なお、契約書の内容につきましては、落札決定後に協議可能です。</p>
27	入札関係	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	小数点第2位まで表示可能です。
28	入札関係	<p>入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。</p> <p>①基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含まない。</p> <p>②基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。</p> <p>③各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。</p>	<p>①、③については、ご認識のとおりです。</p> <p>②については、基本料金及び電力量料金の各月額は端数処理を行わず、各単価については小数点第2位まで含むことができるものとします。</p>
29	入札関係	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんでしょうか</p> <p>A : 基本料金 = 契約電力 × 単価 × 力率（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>B : 電力量料金 = 使用電力量 × 単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>C : 燃料費等調整（燃料費調整単価 + 市場価格調整単価） = 使用電力量 × 単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持）</p> <p>D : 再エネ賦課金 = 使用電力量 × 単価（小数点以下切捨て）</p> <p>※C・Dについては入札時に含む場合のみ</p> <p>E : 月額合計 = 各月A～D合算（小数点以下切捨て）</p>	21、22、28番の回答のとおりです。
30	入札関係	<p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。</p> <p>① 基本料金 = 契約電力 × 単価 × 力率（小数点3位以下切り捨て）</p> <p>② 電力量料金 = 使用電力量 × 単価（小数点3位以下切り捨て）</p> <p>③ 燃料費等調整（燃料費調整単価 + 市場価格調整単価） = 使用電力量料金 × 単価（小数点3位以下切り捨て）</p> <p>④ 再エネ賦課金 = 使用電力量 × 単価（円未満切り捨て）</p> <p>※③④は入札時の算定に含む場合</p> <p>⑤ 月合計 = 【①、②および③の料金の合計（円未満切り捨て）】 + ④</p> <p>税込総額 → 税抜総額に割り戻す場合</p> <p>⑥ 入札金額 = ⑤ × 100/110（円未満切上）</p> <p>※入札説明書に記載の通りの「消費税額を加算した額」を落札金額とする場合、切り上げ処理でないと計算結果に差が出るため切り上げ処理とさせていただきたいです。</p>	①～⑤については、21、22、28番の回答のとおり、⑥については、24番の回答のとおりです。

31	入札関係	入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか（同一単価での提出となります）。	入札時に作成する内訳書は、全施設をまとめた内訳書（様式3-2）となります（全施設同一単価）。
32	入札関係	複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	
33	入札関係	各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	
34	入札関係	各施設においてプラン形態（季節別・時間帯別等）が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	了承します。 ただし、全施設統一の単価で契約となります。
35	入札関係	内訳書は入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	内訳書は入札書に添付して提出（郵送入札の場合は同封）してください。その際の留め方等の指定はございません。
36	入札関係	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書・内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	入札書と内訳書の留め方等の指定はございません。 郵送入札の場合は、入札書・内訳書を封入した中封筒と郵送用の外封筒の二重封筒で送付してください。記載方法などの詳細は、入札説明書4(2)を確認してください。
37	入札関係	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	辞退届の提出は必要ありません。
38	入札関係	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	
39	入札関係	適合証明書に関して令和5年度の数値で提出をするように記載がありますが、現在令和6年度の数値を国に報告しており、報告した数値をHPに記載させていただいております。 弊社としては適合証明書の数値を令和6年度の数値で提出をさせて頂ければとおもいますが、問題ないでしょうか	令和5年度の数値で確認させていただきます。

40	入札関係	<p>開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。</p> <p>あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。</p>	<p>落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次の各号に掲げる事項を県報により公告します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 (2) 契約に関する事務を担当する部等の名称及び所在地 (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額 (6) 契約の相手方を決定した手続 (7) 一般競争入札又は指名競争入札による場合には、一般競争入札又は指名競争入札の公告を行った日 (8) 随意契約による場合には、その理由 (9) その他必要な事項 <p>なお、落札者が決定したときは、速やかに落札者に口頭又は電話で連絡します。</p> <p>また、落札者とされなかった入札者については、入札説明書8(5)のとおりです。</p>
41	入札関係	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	
42	入札関係	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。 もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。	結果公表は、40、41番の回答とおりです。 県報登載の落札金額は総額とします。

43	入札関係 契約関係	入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。 また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。(参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など)	入札保証金及び契約保証金の免除要件は以下のとおりです。 1 入札保証金の免除要件 (財務規則第127のいずれかに該当) (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 入札に参加しようとする者が政令第167条の第5項の規定による一般競争入札に参加することのできる者の資格を有する者であって、契約を締結しないこととなるおそれがないものであると認められるとき。
44	入札関係 契約関係	「入札保証金・契約保証金」の免除を受けるにあたり、必要な提出書類と提出時期をご教示いただけますでしょうか。	
45	入札関係 契約関係	入札保証金、契約保証金の免除の要件、手続について教えてください。	
46	入札関係 契約関係	入札保証金及び契約保証金の免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	財務規則第127条(2)「契約を締結しないこととなるおそれがないものであると認められるとき」については、入札参加資格書類及び過去2年以内に長野県との契約を締結しないことを理由として入札参加停止となつた経過の有無等を確認し、総合的に判断いたします。
47	入札関係 契約関係	【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】 ・対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。 ・契約中の案件でもよろしいでしょうか。 ・実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。	なお、提出書類は入札参加資格申請時には必要ありません。また、入札保証金が免除されるかどうかは、入札参加資格等の確認結果についての通知に明記します。 2 契約保証金の免除要件 (財務規則第143条各号のいずれかに該当) (1) 契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約人が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
48	契約関係	契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。 上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。	契約保証金の納付は、契約締結日までに納付していただく必要があります (契約の締結については、49~51番の回答のとおり。)。 また、契約保証金の還付については、契約に基づく給付が完了したとき (契約期間において、契約書(案)第8条による検査が全て終了したとき)、還付請求書の提出を受けて還付いたします。

49	契約関係	契約書締結までの7日と記載がありますが、こちらは両印のある契約書が双方に届くまでの期間になりますでしょうか。	落札した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで)に契約を締結することとしています。
50	契約関係	契約書の締結に関して、『契約の相手方として決定した日の翌日から起算して7日以内に契約書の取りかわしをするものとする。』と記載されておりますが、こちらの期限は押印済み契約書が双方の手元にあり取り交わしを完了させた状態のことか、契約書に記載する締結日の指定かだとどちらになりますでしょうか。 弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定のため7日以内に製本や押印を完了し郵送まで完了させることは難しいと考えております。 そのため、上記期日が取り交わし期日となる場合、期日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	
51	契約関係	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができない可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	
52	契約関係	仕様書および警察署等電気需給契約書(案)に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、警察署等電気需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 仕様書につきましても、警察署等電気需給契約書(案)に合綴する場合は同様に変更いただくことは可能でしょうか。	落札決定後協議することとします。
53	契約関係	契約書の条文に記載が無い事項を補完するため、当社の基本契約要綱を添付した協議書を締結もしくは、契約書の条文を追加させていただくことは可能でしょうか。	別途協議書等の内容によりますが、契約時に協議を行い、内容に問題がなければ可能です。
54	契約関係	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	
55	契約関係	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議させていただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	
56	契約関係	警察署等電気需給契約書(案)第9条3項につきまして、弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。 ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、警察署等電気需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。	落札決定後協議することとします。 なお、契約書の内容については、落札決定後に協議可能です。

57	契約関係	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議可能です。 (契約書案第7条、第18条参照)
58	契約関係	現在の世界情勢を受けて燃料価格高騰等による状況変化や国の制度変更等による単価の見直しが行われる場合、協議に応じていただけますでしょうか。	
59	契約関係	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。	
60	契約関係	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますがよろしいでしょうか。	
61	契約関係	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	
62	契約関係	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	
63	契約関係	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。 30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。 当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。	落札決定後協議することとします。
64	契約関係	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	落札後協議することとします。

65	契約関係	<p>請求書の表記について、 【繰上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月1日から2025年4月30日まで使用した電気料金は、2025年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月18日から2025年5月17日まで使用した電気料金は、2025年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p>	<p>計量については、契約書(案)第8条第1項のとおりです。 実際の料金の算定については、契約書にて定めますが、契約書の内容につきましては、落札決定後に協議可能です。(契約書(案)第9条参照)</p>
66	契約関係	<p>警察署等電気需給契約書(案)第9条4項につきまして、遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。 ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、警察署等電気需給契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>遅延利息の利率は、支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率(「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を指定(大蔵省告示第991号)」)に準じます。</p>
67	契約関係	<p>警察署等電気需給契約書(案)第9条5項につきまして、「遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする」と記載がございますが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。 また、弊社落札の際、警察署等電気需給契約書(案)を上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。</p>	<p>支払遅延に対する利息の端数処理は、支払遅延防止法第8条第2項の規定に準じます(契約書(案)第9条第5項のとおり。)。</p>
68	契約関係	<p>基本料金単価及び電力量料金単価につきまして、施設毎に単価が異なる場合がございますが、ご了承いただけますでしょうか。 また、可能な場合、警察署等電気需給契約書(案)第3条(3)の契約単価の記載を変更いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>単価は全施設統一となります。</p>
69	契約関係	<p>契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>契約については契約書(案)第8条のとおりです。</p>
70	契約関係	<p>協議制契約(500kW)の場合、契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか。</p>	<p>本契約は「実量制契約」となります。(契約書第3条、仕様書2(4)参照)</p>
71	契約関係	<p>契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となつた場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。</p>	<p>500kw以上の協議制となる予定はございません。 契約については契約書(案)第8条のとおりです。</p>

72	契約関係	請求時の算定は税込単価にて行わせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
73	契約関係	税抜単価で入札金額を算定した場合でも、発行される請求書及び契約書に記載の契約単価は【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	契約書等の内容については、落札決定後協議することとします。
74	支払関係	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	
75	契約関係	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費調整額含む）は小数点以下第3位を四捨五入し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨てとさせていただき、契約単価は税込みとなりますがよろしいでしょうか。	実際の料金の算定については契約書にて定めます。（契約書(案)第9条参照） なお、契約書の内容につきましては、落札決定後に協議可能です。
76	契約関係	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	
77	契約関係	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
78	契約関係	燃料費調整単価について、入札時の仕様書および契約書等にて「当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価、及び算出式を適用」されている場合は、その管轄電力会社が独自で設定しています負担軽減策（割引金額）については、当社は適用いたしません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。

79	契約関係	<p>弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。</p>	実際の料金の算定については、契約書にて定めますが、契約書の内容につきましては、落札決定後に協議可能です。（契約書（案）第9条参照）
80	契約関係	<p>弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。（入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません）</p> <p>契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。</p>	
81	契約関係	<p>「中部地区の一般電気事業者の定める最新の特定規模需要標準供給条件による。」と記載がございますが、</p> <p>一般送配電が定めているのは「最終保障約款」のみとなっており、「最終保障約款」は通常、何らかの理由で小売電気事業者と契約できない需要家が契約をするものになります。</p> <p>燃料費調整額も最終保障約款の方が割高になることから弊社としてはみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の標準供給条件（電気標準約款）の燃調費調整制度に準じたいのですが問題ございませんでしょうか。</p>	問題ありません。 燃料費調整額は、受注者が適用する電気需給約款（中部電力管内）によるものとします。（契約書第9条第1項参照）
82	契約関係	<p>警察署等電気需給契約書（案）に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>（弊社落札後、中部エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額をご請求いたします）</p>	ご認識のとおりです。 実際の料金の算定については契約書にて定めます。なお、契約書の内容につきましては落札決定後に協議可能です。
83	支払関係	<p>発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。</p>	問題ありません。
84	契約関係	<p>弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。</p>	燃料費調整額は、受注者が適用する電気需給約款（中部電力管内）によるものとします。（契約書第9条第1項参照）
85	契約関係	<p>燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。</p>	実際の料金の算定については契約書にて定めます。（契約書（案）第9条参照）なお、契約書の内容につきましては、落札決定後に協議可能です。
86	支払関係	<p>弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。</p> <p>また、電子請求書について協議可能でしょうか。</p>	了承します。

87	支払関係	お客さまにはお客さま専用Webページにて電子請求書及びご使用量等検針結果をご確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード）	Webページの内容によりますので、落札決定後協議するものとします。
88	支払関係	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	
89	支払関係	検針結果はweb上でご確認いただくことは可能でしょうか。	
90	支払関係	検針結果（最大需要電力、使用量、30分値データ等）については、弊社WEBサービスに登録いただくことで確認可能となります。お客さまご自身でご確認いただけますでしょうか。（検針票および請求書は書面により送付いたします。）	
91	支払関係	一括請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただく対応となります。よろしいでしょうか。	
92	支払関係	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	
93	支払関係	ダウンロード可能な請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
94	支払関係	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
95	支払関係	<紙請求書による特別対応について> ①押印必須の場合 ②押印必須又は請求担当者・責任者等の記載により押印省略可とされる場合 上記に該当する需要家様につきまして、弊社では電子請求書での対応ができません。よって特別処置として、押印した紙請求書を郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 (長期連休時に20日頃になる可能性がございます) ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
96	支払関係	毎月の請求発行方法をご教示いただけますでしょうか。 ①施設別 ②一括（すべてまとめた請求書） ①②以外（詳細をご教示ください）	請求は、対象施設一括とします。ただし、各施設ごとの使用電力量及び最大需要電力、金額等の内訳を添付するものとします。（仕様書4(1)参照）
97	支払関係	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありません）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	
98	支払関係	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。

99	支払関係	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から 8 ~10 営業日迄に発行させていただき、15 営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
100	支払関係	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	了承します。
101	支払関係	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。	必要ありません。 (契約書(案)第9条第3項の参照)
102	支払関係	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	了承します。 (契約書(案)第9条第3項の参照)
103	支払関係	支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内（検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内） 【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日（2~15日）と翌月27日（16~31日）にお振替	了承します。 (契約書(案)第9条第3項の参照)
104	支払関係	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	銀行振込又は納付書によるお支払いが可能です。 手数料の当方（振込者）負担については、了承します。
105	支払関係	弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。 どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。	
106	支払関係	お支払方法は原則、口座振替（引落）、納付書支払いとなりますますがよろしいでしょうか。（手数料等は掛かりません）	
107	支払関係	口座振替、納付書での支払いが困難な場合、当社の銀行口座へ直接ご入金いただく事となります、振込手数料はお客様負担となりますがよろしいでしょうか。また、振込前に当社所定帳票により振込人名義、振込金額等を通知して頂きます。	
108	支払関係	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。また、弊社では支払義務発生日（計量日）の翌日から起算して30日以内を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	支払方法については、104~107番の回答のとおりです。 支払期日については、契約書にて定めますが、契約書の内容につきましては、落札決定後に協議可能です。 (契約書(案)第9条第3項参照)
109	支払関係	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	了承します。
110	支払関係	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行することが出来ません。ご了承いただけますでしょうか。	
111	支払関係	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	